

## 議案第1－1号

# 屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

### 1 指定理由

高速自動車国道常磐自動車道の全区間が供用を開始したことに伴い、当該区間について道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域を第二種特別規制地域等に指定し、また、両側1,000メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定するものです。

### 2 指定地域

#### (1) 第二種特別規制地域等（福島県屋外広告物条例第3条第9号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
高速自動車国道 常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢141番A地先 (いわき市境)	双葉郡富岡町大字上手岡字後作175番2地先 (常磐富岡インターチェンジ出口) ※①	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
高速自動車国道 常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢141番A地先 (いわき市境)	相馬郡新地町大字福田字新田66番2地先(宮城県境) ※②	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域

※ 平成27年3月に、高速自動車国道常磐自動車道の「常磐富岡インターチェンジ」から「浪江インターチェンジ」の区間が供用を開始し、県内の全線が開通したことに伴い、当該規制地域等の現行の終点※①を※②に改正する。

(2) 第一種普通規制地域等（福島県屋外広告物条例第5条第1号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
高速自動車国道 常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢141番A地先 (いわき市境)	双葉郡富岡町大字上手岡字後作175番2地先 (常磐富岡インターチェンジ出口) ※③	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
高速自動車国道 常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢141番A地先 (いわき市境)	相馬郡新地町大字福田字新田66番2地先(宮城県境) ※④	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域

※ 平成27年3月に、高速自動車国道常磐自動車道の「常磐富岡インターチェンジ」から「浪江インターチェンジ」の区間が供用を開始し、県内の全線が開通したことに伴い、当該規制地域等の現行の終点※③を※④に改正する。

## 議案第1－2号

# 屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

### 1 指定理由

一般国道121号（会津縦貫北道路）の供用開始（湯川南インターチェンジ～会津若松北インターチェンジ）に伴い、当該区間について道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域を第二種特別規制地域等に指定し、また、両側1,000メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定するものです。

### 2 指定地域

#### (1) 第二種特別規制地域等（福島県屋外広告物条例第3条第9号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道121号 (現道)	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り522番1地先(国道118号交差点)	南会津郡下郷町大字豊成字頓平5734番2地先(会津線刈合跨道橋)	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
(会津縦貫北道路)	喜多方市関柴町上高 <small>かみたかひたい</small> 額字割田1704番1地先(喜多方インターチェンジ入口)	河沼郡湯川村大字桜町字八日町113番1地先(湯川南インターチェンジ出口)※⑤	

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道121号 (現道)	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り522番1地先(国道118号交差点)	南会津郡下郷町大字豊成字頓平5734番2地先(会津線刈合跨道橋)	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
(会津縦貫北道路)	喜多方市関柴町上高 <small>かみたかひたい</small> 額字割田1704番1地先(喜多方インターチェンジ入口)	会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲702番1地先(会津若松北インターチェンジ出口)※⑥	

※ 平成27年9月に、一般国道121号（会津縦貫北道路）の「湯川南インターチェンジ」から「会津若松北インターチェンジ」の区間が供用を開始したことに伴い、当該規制地域等の現行の終点※⑤を※⑥に改正する。

(2) 第一種普通規制地域等（福島県屋外広告物条例第5条第1号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道121号 (現道)	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り522番1地先 (国道118号交差点)	南会津郡下郷町大字豊成字頓平5734番2地先 (会津線刈合跨道橋)	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
(会津縦貫北道路)	喜多方市関柴町上高 <small>かみたかひたい</small> 額字割田1704番1地先 (喜多方インターチェンジ入口)	河沼郡湯川村大字桜町字八日町113番1地先 (湯川南インターチェンジ出口) ※⑦	

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道121号 (現道)	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り522番1地先 (国道118号交差点)	南会津郡下郷町大字豊成字頓平5734番2地先 (会津線刈合跨道橋)	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
(会津縦貫北道路)	喜多方市関柴町上高 <small>かみたかひたい</small> 額字割田1704番1地先 (喜多方インターチェンジ入口)	会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲702番1地先 (会津若松北インターチェンジ出口) ※⑧	

※ 平成27年9月に、一般国道121号（会津縦貫北道路）の「湯川南インターチェンジ」から「会津若松北インターチェンジ」の区間が供用を開始したことに伴い、当該規制地域等の現行の終点※⑦を※⑧に改正する。